



相談と支援

子どもに関する相談、子どもからの相談

●子育て中のお父さん、お母さん、ご家族の方へ

子育て相談

子育ての悩みが募ると、子どもへの虐待につながってしまうこともあります。誰かに相談することで、悩みが軽減されたり、解決の糸口がつかめたりすることもあります。

お子さんの発達、育児の悩み・不安、不登校、いじめなどについて、来所やお電話等で相談をお受けしています。

連絡・相談先 ▶ 児童相談所、児童家庭支援センター(P28)

LINEでも
子育てや親子関係の
悩みを相談できます！



●子どものみんな(お子さん自身)へ

子ども相談

おうちのことや友だちのことで悩んでいませんか？ひとりで悩まないで、周りの誰かに相談しましょう。

友だちのことや学校の悩み、家族の悩み、家に帰りたくない、友だちや家族にも話しづらいことなどを、相談所に行って直接会って相談したり、電話で相談したりできます。

連絡・相談先 ▶ 児童家庭支援センター、子ども電話相談室(P30)

ヤングケアラーに関する相談窓口

大人の代わりに、幼いきょうだいの世話や、障がいや病気のある家族の介護やケアを行うことで、自らの育ちや教育に支障を来している18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」といいます。

鳥取県では、ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、ヤングケアラーの方が必要な支援に繋げるための相談窓口を設置しています。

困ったこと・話をしたいことがあったら、まずは相談してください。

連絡・相談先 ▶ ヤングケアラー相談窓口(P30)

LINEでの相談もお受けしています。

鳥取県ヤングケアラーLINE相談窓口
<https://www.pref.tottori.lg.jp/305835.htm>

お気軽に
ご相談ください





相談と支援

ひとり親家庭への支援

手当・助成・貸付金

児童扶養手当

- 対象者：離婚又は死別等により父親又は母親と生計を同じくしていない子どもを養育しているひとり親家庭等
- 金額：児童1人の場合 月額10,740円～45,500円(所得により支給制限あり)
※児童2人以上の場合、加算措置あり。奇数月に支給(年6回支給)

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)、県家庭支援課 0857-26-7869

医療費助成(ひとり親家庭)

ひとり親家庭の18歳未満の子どもを養育している方やその子どもが医療機関に通院、または入院した場合の医療費を助成します。(所得税非課税世帯)
※ただし、以下の負担上限額までは病院でお支払い頂く必要があります。

自己負担額 ▶ 通院:530円/日 入院:1,200円/日 ※通院の場合、負担上限 一医療機関当たり月4日分まで(負担上限額 月2,120円)
※入院の場合、低所得者世帯については負担上限 月15日分まで(負担上限額 月18,000円)

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)

母子父子寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭や寡婦の生活の安定のため、子どもの進学に利用できる修学資金などを無利子や低利子で貸付けています。

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49) 県家庭支援課(0857-26-7869)
県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)

生活支援・相談・情報提供

ひとり親家庭相談支援センター

悩みを抱えるひとり親家庭の相談窓口を県内3か所の県立ハローワーク内に設置しました。気軽に相談にお越しください。

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 080-7508-4231

ひとり親家庭の相談(母子・父子自立支援員)

ひとり親家庭や寡婦の生活や、養育費、就労等さまざまな相談を受け、問題解決のお手伝いをします。

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)、県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)

鳥取県ひとり親家庭等支援サイト

ひとり親家庭への支援施策をまとめた支援サイトを開設しています。(スマートフォン専用サイトもあります)
また、制度の最新情報やイベント情報を配信するメールマガジンもありますので、ぜひご登録ください。
○鳥取県ひとり親家庭等支援サイト<https://www.tori-hitorioya.com>

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344



母子生活支援施設

生活が不安定である等の母子家庭が入所できる施設です。指導員が自立の促進のためにその生活の支援や相談を行っています。

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49)、県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)

日常生活支援事業

一時的な病気や母・父の技能習得のための通学、冠婚葬祭などで家事や子どもの保育が困難になった場合、家庭生活支援員を派遣します。利用にあたっては市町村で事前登録が必要です。

○対象者：母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344、各市町村(P31～49)

ひとり親家庭等就業支援講習会(パソコン講習)

就労のために必要なパソコン(ワード、エクセル)の知識や技能を習得するための講習会を実施します。

○対象者：母子家庭の母・父子家庭の父、寡婦

お問い合わせ ▶ 一般社団法人 鳥取県母子寡婦福祉連合会 0857-59-6344

ひとり親家庭自立支援給付金

●自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合の受講料の一部を助成します。

○給付額：受講料の6割に相当する金額

●高等職業訓練促進給付金等

看護師、介護福祉士及び保育士等の資格を取得するため1年以上(R3～R4は6か月以上も可)養成機関で修業する場合、修業期間中の経済的負担軽減のための給付金を支給します。

○給付額：100,000円/月(市町村民税非課税世帯) 70,500円/月(市町村民税課税世帯)

※最終学年は月40,000円の上乗せあり。

○対象者：母子家庭の母・父子家庭の父

お問い合わせ ▶ 各市町村(P31～49) 県民福祉局(中部0858-23-3126、西部0859-31-9308)



相談と支援

児童福祉施設・里親の元で養育

家庭での養育が困難になった子どもを施設や個人で預かり、育てる制度です。保護者が病気や事故、離婚などの家庭の事情により、子どもと一緒に生活することが困難な状況になった場合は、お近くの児童相談所(P28)にご相談ください。

●児童福祉施設を利用して養育

できるだけ一般家庭に近い雰囲気と環境で、保育士や児童指導員がきめ細かな養育を行います。預けられる期間は、家庭の事情に応じ、1か月から高校卒業までなどさまざまです。

●養育家庭(里親)で養育

0歳から高校卒業までの子どもたちを、家庭の温かい環境の中で養育します。

お子さんをお預かりするため、面接等によって、お子さんの生活面の様子、保護者のお気持ちなどをお伺いします。お子さんや保護者の希望、養育家庭(里親)との適合性などを十分考慮した上で、児童相談所から養育家庭(里親)へ子どもの養育をお願いします。

※養育家庭(里親)へ子どもを預けることは、必ずしも養子縁組とはつながりません。

児童虐待・DVの相談、防止

児童虐待に関する相談(通告)

親や親に代わる養育者が子どもに対する身体的暴力やことばによる暴力などを行うことを児童虐待といいます。児童虐待というと、暴力的な行為を思い浮かべがちですが、養育の放棄(ネグレクト)や無視など、子どもの成長や発達に著しく影響を及ぼすような状況も含まれます。子どもに対する虐待は、子どもの健康を損ない、体や心までも傷つけてしまいます。虐待を受けている疑いのある子どもを見つけたとき、また自身が虐待をしてしまいそうなときは、まず相談してください。

お問い合わせ ▶ 児童相談所(P28)、各市町村(P31~49)

児童相談所全国共通ダイヤル「189(いちはやく)」

- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。
- 「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談した人、その内容に関する秘密は守られます。

DV(ドメスティックバイオレンス)の相談

配偶者やパートナーなど親しい関係の人から加えられる暴力で、殴る蹴るといった身体的暴力に限らず、精神的な暴力、性的暴力、経済的な暴力、子どもを利用した暴力などもDVです。単なる大人の問題ではなく、DVを目撃する子どもも被害者です。秘密は堅く守られますので、ひとりで悩まずに安心して相談してください。

お問い合わせ ▶ 配偶者暴力相談支援センター、警察(P30)

